

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月17日

高槻市長 殿

提出者

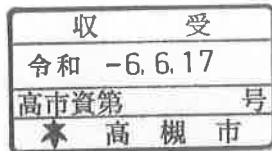
住所 大阪市北区鶴野町1-9

氏名 五洋建設株式会社大阪支店

常務執行役員支店長 生島 俊昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6486-2115



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五洋建設株式会社大阪支店
事業場の所在地	大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06総合工事業
②事業の規模	令和5年度 大阪支店 完工高 48,949百万円
③従業員数	311名（令和6年3月31日現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
①現状	排 出 量	78.40 t	57.30 t
	(これまでに実施した取組) 排出量削減に配慮した。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	排 出 量	70.56 t	51.57 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 国土交通省で定義する建設廃棄物の分類について、各作業所で可能な限り分別を実施し、産業廃棄物発生量の総量の削減を目指している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	アス・コン片
44.00 t	3.00 t	1,391.84 t	520.90 t

②計画

木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	アス・コン片
39.60 t	2.70 t	1,252.66 t	468.81 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
11.84 t	201.70 t	t	t

②計画

その他がれき類	建設混合廃棄物（管理型）		
10.66 t	181.53 t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用は行わない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

(第4面-1)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	78.40 t	57.30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	3.60 t
	再生利用業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	3.60 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェストシステムに対応している収集・運搬、中間処理業者に優先的に委託した。		

(第4面-2)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	アス・コン片
44.00 t	3.00 t	1,391.84 t	520.90 t
11.00 t	0.00 t	1,316.80 t	491.00 t
0.00 t	0.00 t	4.00 t	29.90 t
3.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類	建設混合廃棄物 (管理型)		
11.84 t	201.70 t	t	t
0.00 t	80.08 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	82.94 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		70.56 t	51.57 t
	優良認定処理業者への処理委託量		0.00 t	3.24 t
	再生利用業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0.00 t	3.24 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の取り組みを継続する。			
※事務処理欄				

②計画

木くず	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	アス・コン片
39.60 t	2.70 t	1,252.66 t	468.81 t
9.90 t	0.00 t	1,185.12 t	441.90 t
0.00 t	0.00 t	3.60 t	26.91 t
2.70 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

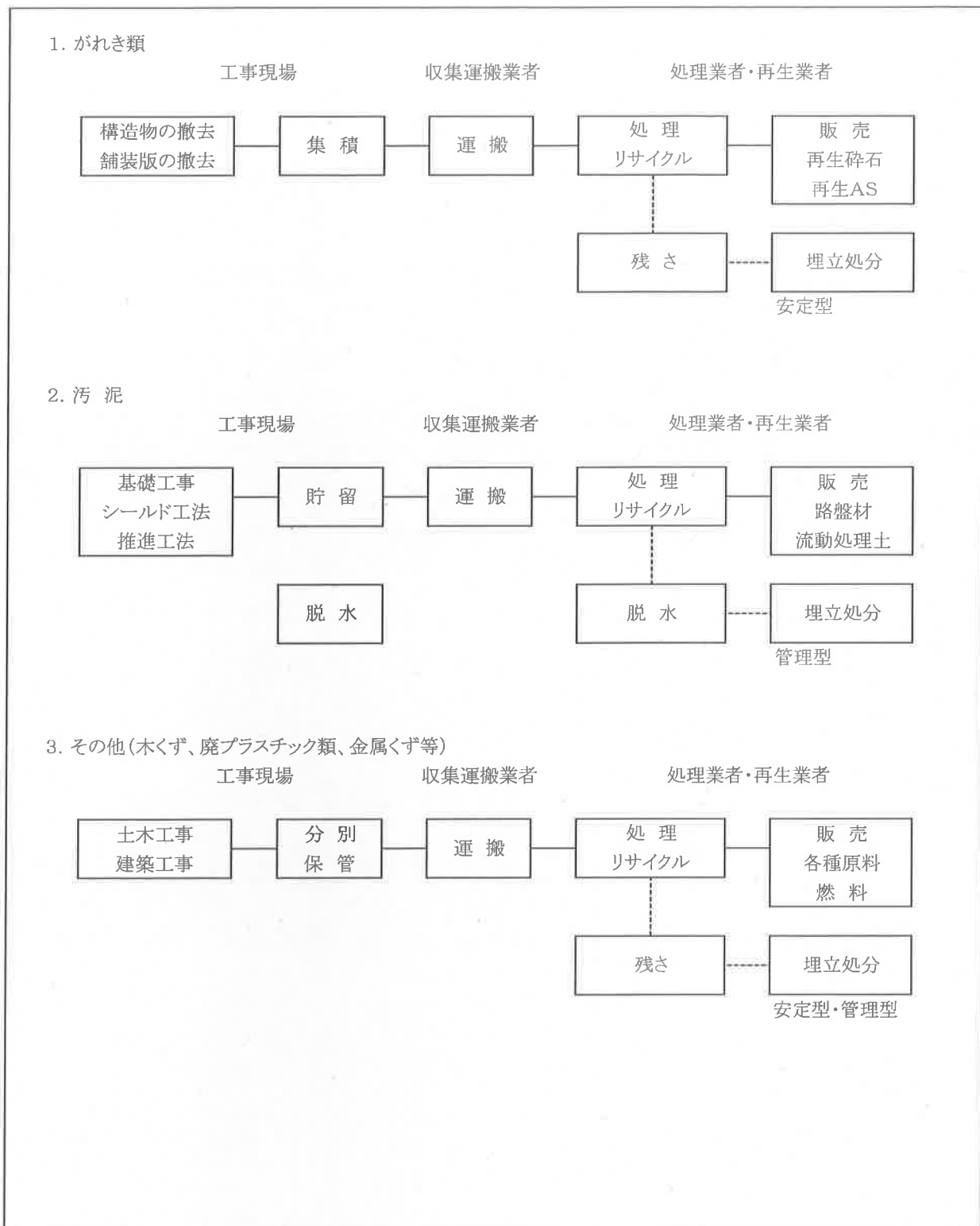
②計画

そのたがれき類	建設混合廃棄物 (管理型)		
10.66 t	181.53 t	t	t
0.00 t	72.07 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t
0.00 t	74.65 t	t	t
0.00 t	0.00 t	t	t

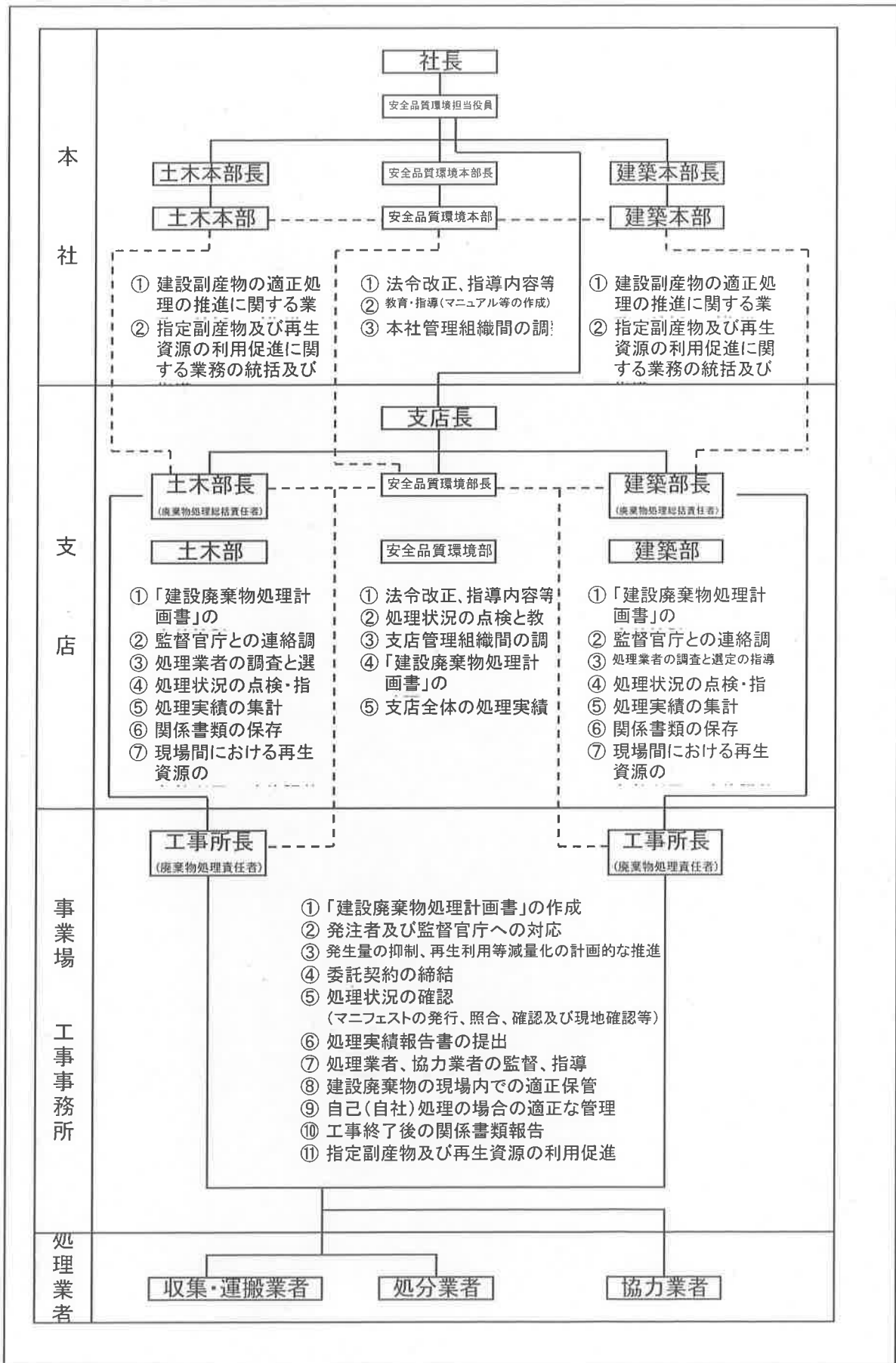
②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

別添 1 処理工程図



別添2 管理体制図



前 年 度 【令和5 年 度】 実 績

事業の区分	事業の名称	事業の経費										事業の収入	事業の繰越金	事業の繰上金	事業の繰下金		
		1. 事業の経費	2. 事業の経費	3. 事業の経費	4. 事業の経費	5. 事業の経費	6. 事業の経費	7. 事業の経費	8. 事業の経費	9. 事業の経費	10. 事業の経費					11. 事業の経費	
1	汚泥	78.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2	係プラスチック類	57.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3	木くず	44.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
4	ガラス繊維器等くず	3.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5	コンクリート片	1,391.64	4.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6	アスコン片	520.30	29.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
7	その他がれき類	11.64	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8	建設混合廃棄物(暫 処理型)	201.70	0.00	82.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
	合計	2,408.98	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(注)1)トン単価は原則として四捨五入、ただし、数字が等価であれば小数点以下第5位まで記載可。

今年度【令和6年度】目 標

事業年度の経費	計 画 費 用 概 算												
	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費	貸与経費
コード	品 目	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
1	200 汚泥		10.56										
2	600 保プラスチック類		51.57										
3	800 木くず		39.00										
4	1300 ガラス陶磁器等		2.70										
5	1501 コンクリート片		1,255.66										
6	1502 アスコン片		468.81										
7	1506 その他がれき類		10.66										
8	2000 建設廃合廃棄物 (管理型)		181.55										
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22	合計		2,078.09				0.00			0.00			0.00
							80.59			30.51			0.00
							2,078.09			0.00			0.00
										1,866.99			1,712.23
													0.00

(注)1)トン未満は原則として四捨五入、ただし、数字が桁数で表れる小数点以下3桁まで記載は可。

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 6日

（宛先）高槻市長

提出者

住所 大阪府中央区本町3-5-7

氏名 清水建設株式会社 関西支店
専務執行役員支店長 山下 浩一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6263-2846

収	受
令和	6.6.21
高市資第	号
本	高槻市

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水建設株式会社 関西支店 （主な事業所 新名神高速道路 梶原トンネル工事）
事業場の所在地	大阪府中央区本町3-5-7 （主な事業所 大阪府高槻市梶原地先）
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 6,405,666,074円
③従業員数	598名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類(コンクリート塊)→再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託し、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・道路建設工事(舗装工事) がれき類(アスファルト・コンクリート塊) →再生処理業者に委託し再生骨材として再資源化 ・杭工事他 建設汚泥→再生処理業者に委託し、処理土として再資源化

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)による。

別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計表による
	排出量	
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善 ・実寸発注の実施 ・リサイクル率の高い業者の選定 ・梱包材の簡素化	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計表による
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取り組みを実施予定 ・ユニット化持込 ・維持修繕しやすい構造、部材等の採用 ・分別のさらなる徹底 ・部材P C化の推進	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず・金属くず・ガラス陶磁器類・廃石膏ボード・廃プラスチック・コンクリートがら・がれき類・アスファルトコンクリート類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチックについて、さらに有効な細分化をして分別する予定

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t	t
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙集計表による	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙集計表による	
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・可能な限り優良認定処理業者から選定する。・各業者に対して優良認定を取得するよう指導する。・電子マニフェストの導入を進めるため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。・リサイクル率の高い処理業者から選定する。・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

前年度【令和5年度】実績

事業内容	課外活動費												合計								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12									
1 221 ①建設汚泥	6,039													6,039							
2 600 ②廃プラスチック類(下記以外)	4													4							
3 1222 ③廃石膏ボード	1													1							
4 1300 ④がれき類(下記以外)	1,947													1,947							
5 1301 ⑤コンクリート破片	27,870													27,870							
6 1302 ⑥アスコン破片	495													495							
7 2440 ⑦石棉含有がれき類	10													10							
8 711 ⑧ガンボール	0.5													0.5							
9 810 ⑨建設工事の木くず	259													259							
10 2020 ⑩硬質型建設系混合廃棄物	177													177							
11 ⑪																					
12 ⑫																					
13 ⑬																					
14 ⑭																					
15 ⑮																					
16 ⑯																					
17 ⑰																					
18 ⑱																					
19 ⑲																					
20 ⑳																					
合計	36,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36,653	0	0	0	0	0	0	0

(注1)トランセルは原則として廃棄品として処理するが、数字が有効であれば一部を以下に引くまで処理する。
(注2)上記の金額は取引の種類以外の種類別金額から算出されたもので、廃棄物加入料とは別に、別途追加加入料とする。なお、廃棄物加入料は別途請求する。

今年度【令和6年度】目標

コード	産業廃棄物の種類	計										手数料	廃棄物処理費	
		①排出量	②回収量	③回収率	④回収率	⑤回収率	⑥回収率	⑦回収率	⑧回収率	⑨回収率	⑩回収率			
1	221 ①建設汚泥	4,830	0	0	0	0	0	0	0	0	4,830	0	0	0
2	600 ②赤ブラスチック類(下記以外)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
3	1322 ③廃石膏ボード	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
4	1300 ④がれき類(下記以外)	1,560	0	0	0	0	0	0	0	0	1,560	0	0	0
5	1301 ⑤コンクリート破片	22,260	0	0	0	0	0	0	0	0	22,260	0	0	0
6	1502 ⑥アスコン破片	340	0	0	0	0	0	0	0	0	340	0	0	0
7	2440 ⑦石綿含有がれき類	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0
8	711 ⑧ダンボール	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0	0	0
9	810 ⑨建設工事の木くず	210	0	0	0	0	0	0	0	0	210	0	0	0
10	2020 ⑩保管型建設系法合廃棄物	140	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	0	0
11	⑪													
12	⑫													
13	⑬													
14	⑭													
15	⑮													
16	⑯													
17	⑰													
18	⑱													
19	⑲													
20	⑳													
	合計	29,355	0	0	0	0	0	0	0	0	29,355	0	0	0

(注)①～⑩は回収して資源投入された。⑪～⑲は回収率0%以下(回収率0%以下)の廃棄物で記載は可。
 (注2)⑩の保管型建設系法合廃棄物は、分別に別し、資源部(資源部)と記す。資源部(資源部)と記す。

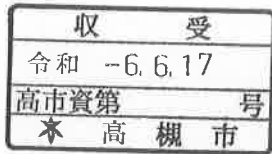
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年4月8日

(宛先) 高槻市長

提出者
住 所 大阪府高槻市松川町11番7号

氏 名 新三和生コン株式会社 代表取締役 作才博義

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-675-5585

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新三和生コン株式会社
事業場の所在地	大阪府高槻市松川町11番7号
計画期間	令和5年4月1日より令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	21:窯業・土石製品製造業
②事業の規模	売上 931,49万円 (令和5年度)
③従業員数	9名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【戻りコン・残コン・余剰スラッジ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨材回収装置にてスラッジ水と骨材に分級する。 ・スラッジ水はフィルタープレスにて固形化し、産業廃棄物として業者に処理を依頼する。 ・回収された骨材は、固化汚泥として処理する。 ・処理業者については地方自治体により許可された業者とし、契約書面を交わす。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 公害防止統括者 (経営者) ⇔ 公害防止管理者 (工場長) ⇔ 公害防止担当者 (資材係) ⇔ 処理業者		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和5年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	固化汚泥
	排出量	2921 t
	(これまでに実施した取組) 生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行する。 フィルタープレスの更新	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	固化汚泥
	排出量	980 t
	(今後実施する予定の取組) 生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行するとともに、現場との連絡を密にして、戻りコン・残コンの削減に努める。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 固化汚泥と脱水ケーキに分級している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ①の現状と同じ。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	固化汚泥	
	全処理委託量	980 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	980 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>生コンクリート荷卸し時の完全排出を敢行するとともに、現場との連絡を密にして、戻りコン・残コンの削減に努める。</p>		
※事務処理欄			

様式第二号の八(第八條の四の五関係)

(第1面)

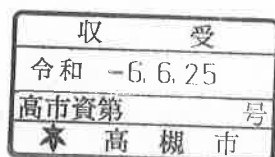
産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

高槻市長 殿

提出者

住 所 大阪市西区西本町2丁目2番4号

氏 名 株式会社銭高組大阪支社大阪支社
専務役員支社長 松本又吉

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6538-7814

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	銭高組大阪支社
事業場の所在地	大阪市西区西本町2丁目2番4号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	
③ 従業員数	0人 (作業所がないため)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず、廃油、廃アルカリ
	排 出 量	2742.43 t
	(これまでに実施した取組) 分別を確実にいき、最終処分量を減らす。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず
	排 出 量	0 t
	(今後実施する予定の取組) 分別を確実にいき、最終処分量を減らす	

産業廃棄物の分別に関する事項

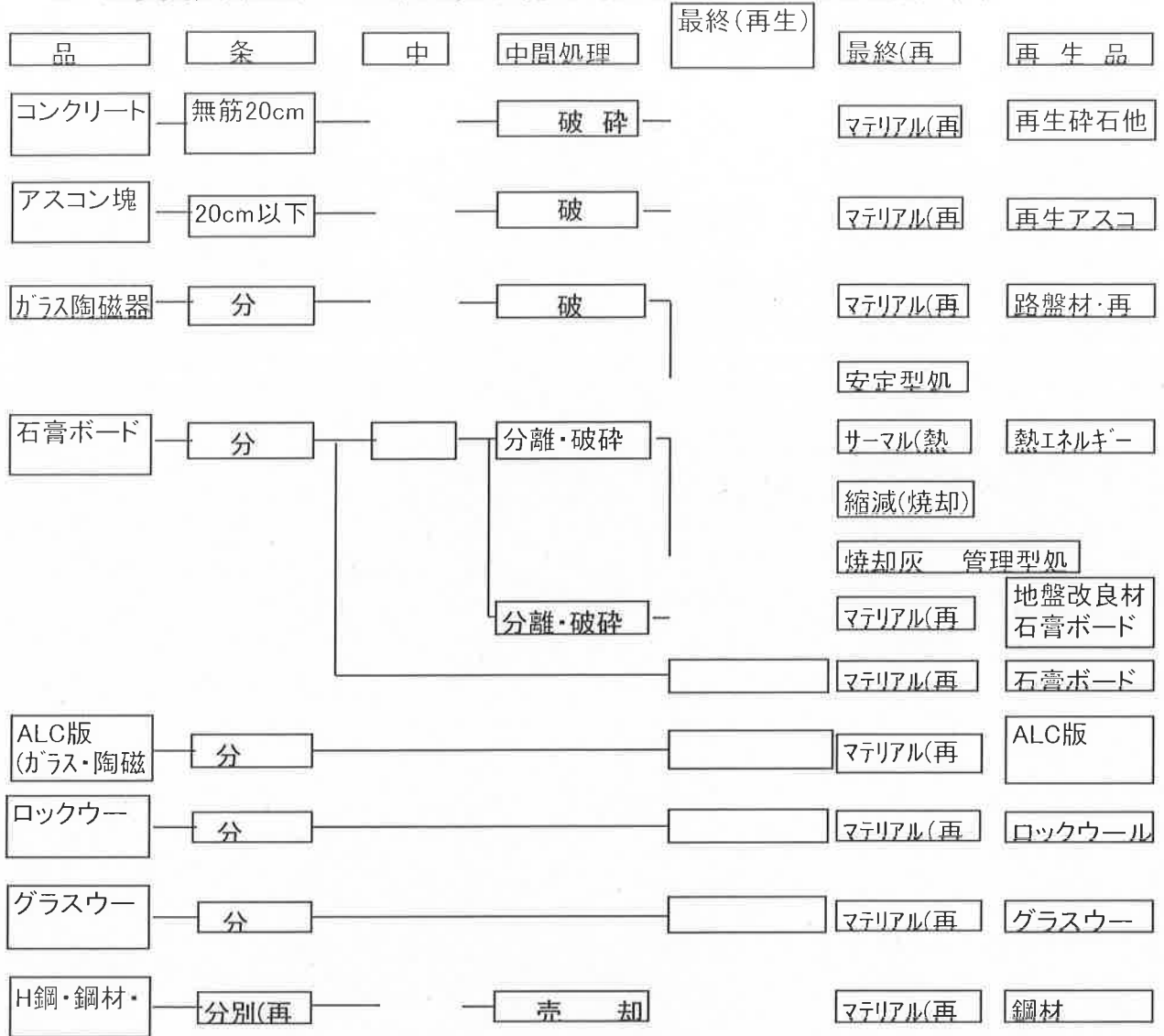
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別ボックスを置き、確実に分別を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず	
	全処理委託量	2742.43 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	555.81 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別を確実にし、最終処分量を減らす。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスガラ、コンガラ、混廃（管理型） 紙屑、廃プラ、木くず	
	全処理委託量	0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>分別を確実にいき、最終処分量を減らす。</p> <p>※杭うち作業のため建設汚泥が増加する見込み</p>		
※事務処理欄			

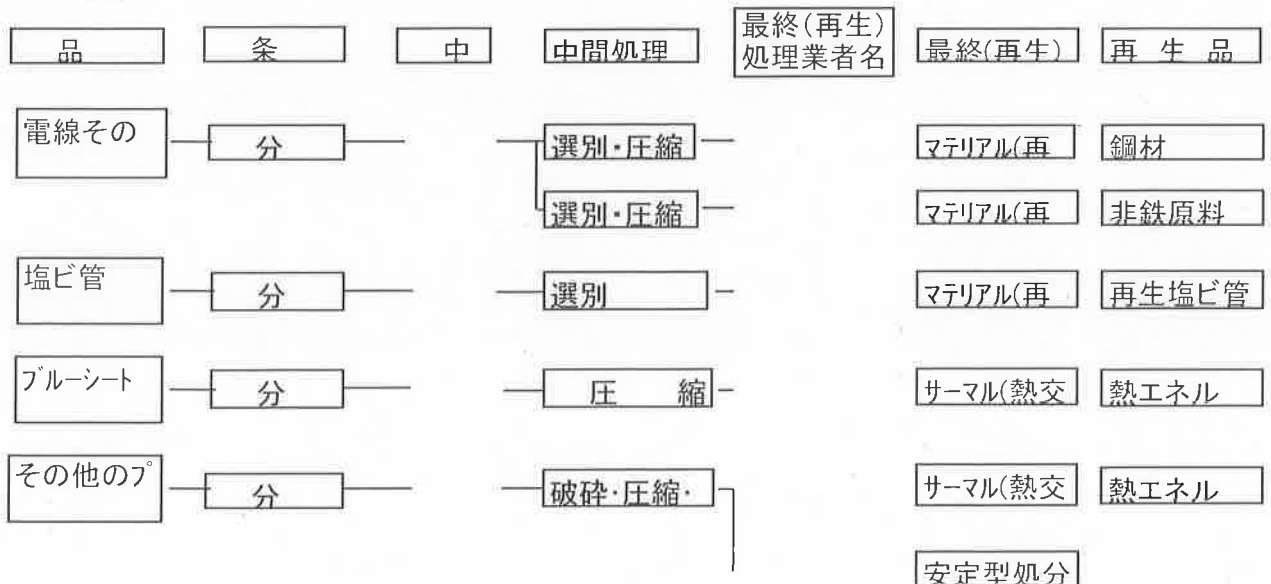
2. 建設廃棄物処理フロー * 中間処理業者名及び最終(再生)業者名を記入する

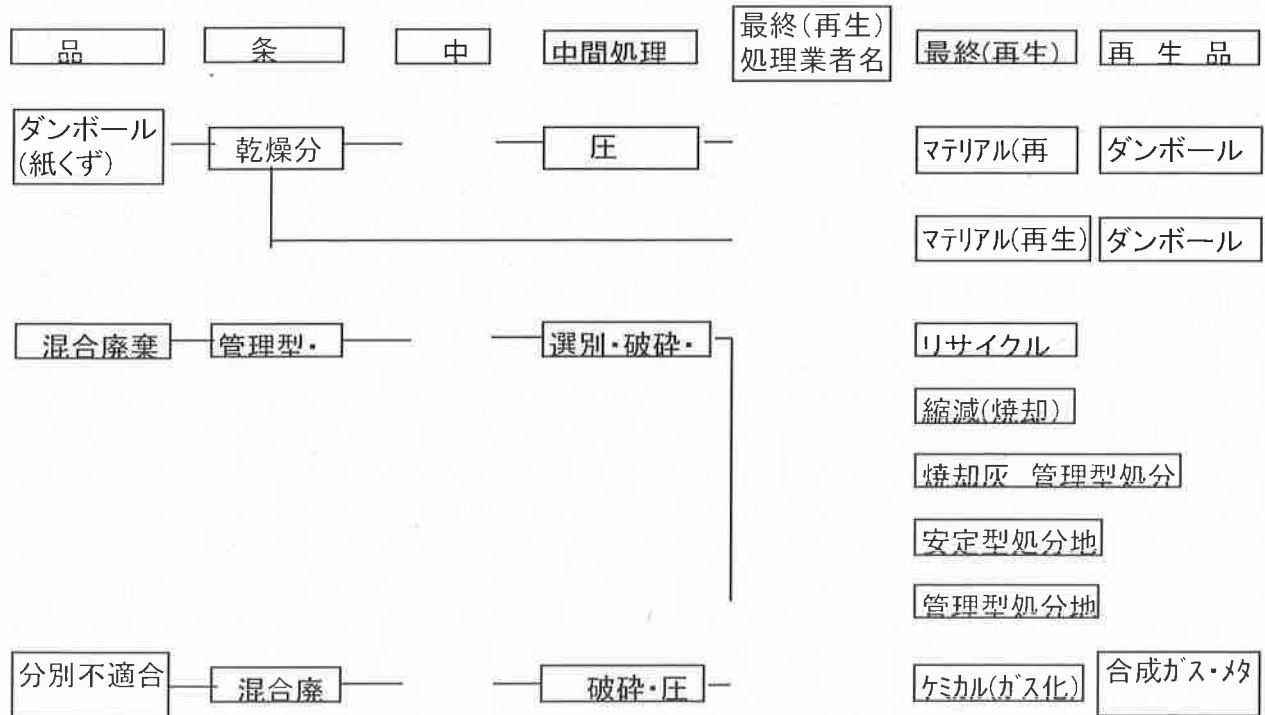
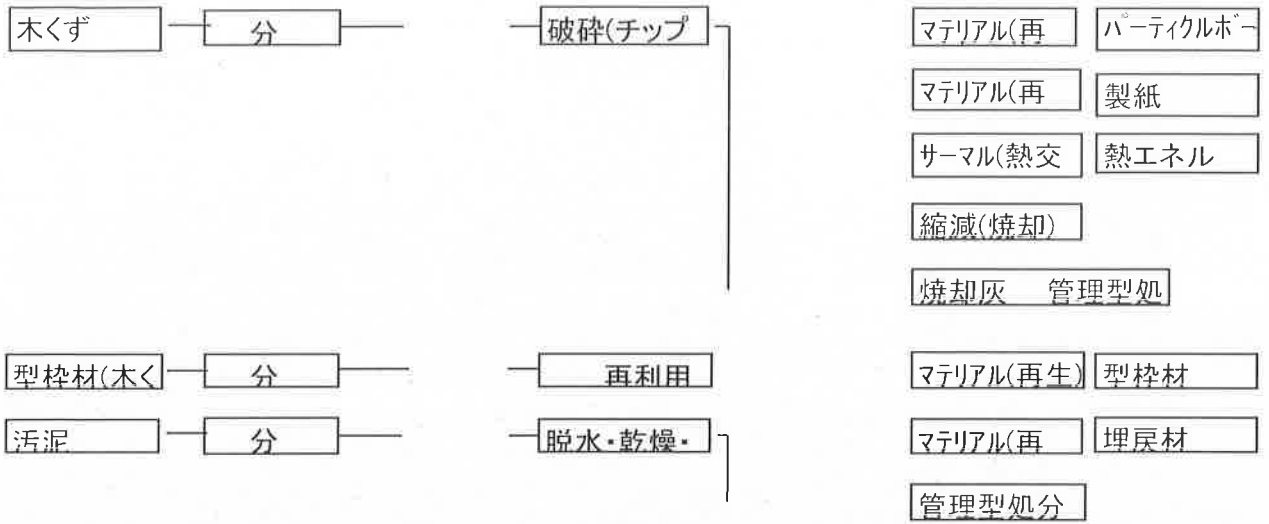


本社-環境-1079(2)

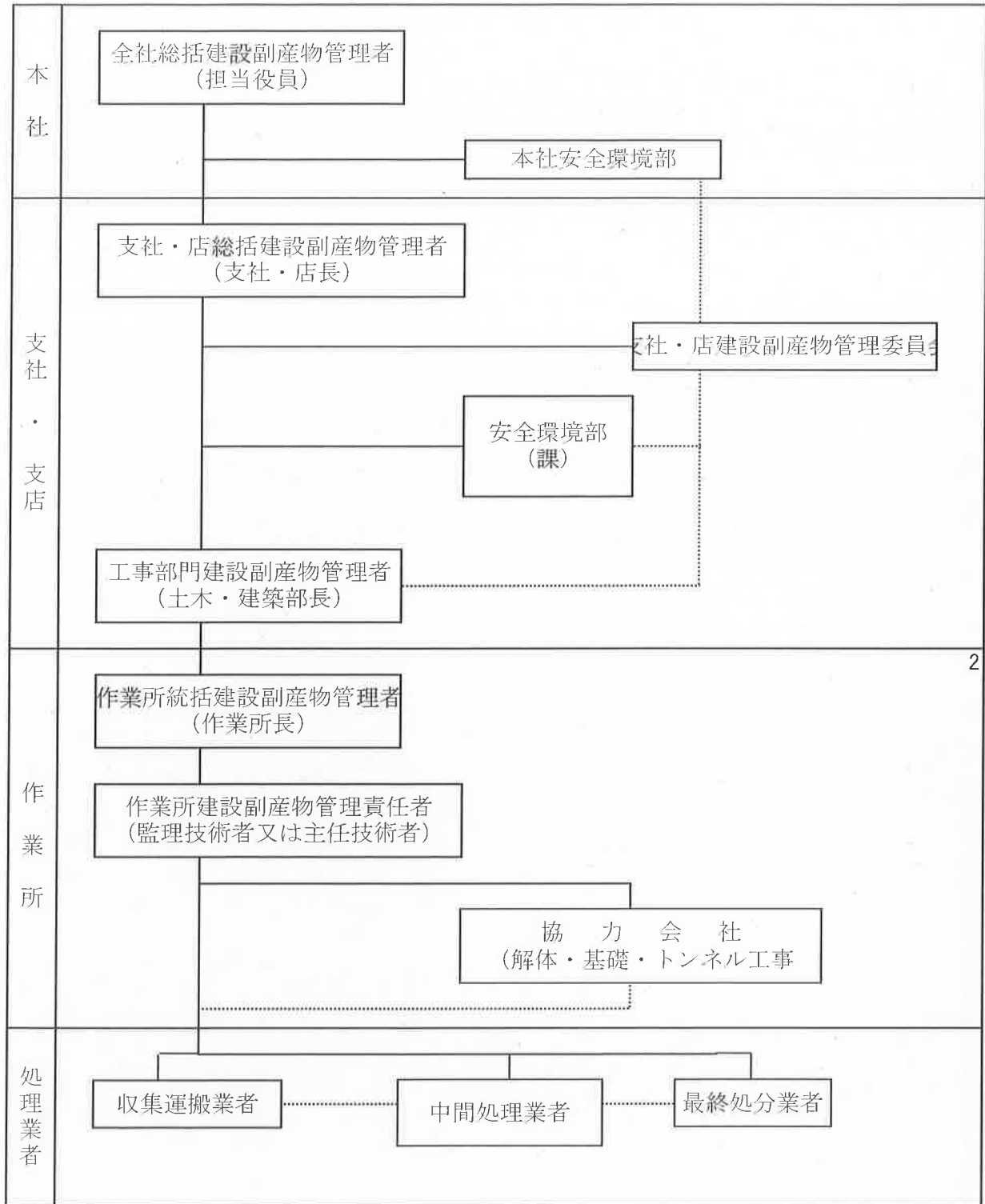
制定日 2003.01.14

改定日 2112.04.27





銭高組建設副産物管理体制組織図



—— 指示系統
..... 連絡系統

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 6月 27日

(宛先) 高槻市長

収	受
令和	-6.6.27
高市資第	号
本	高槻市

提出者

住所 大阪市中央区南船場一丁目14番10号

氏名 大成建設株式会社 関西支店
執行役員支店長 足立 憲治

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6265-4610

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大成建設株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪市中央区南船場一丁目14番10号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	1,068億円
③従業員数	1,125人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	排出量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ PC工法の採用 ・ 梱包材の簡素化 ・ 余剰材の引き取り ・ ユニット化持込 ・ 廃棄物の圧縮		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	排出量	500 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 継続して実施する		

前年

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 汚泥・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊、その他がれき類)・金属くず・ 廃プラスチック類・木くず・紙くず・ガラス陶磁器くず(石膏ボード、その他)・ 混合廃棄物 8品目：11種類
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 継続して実施する

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
— t	— t	— t	— t

度実績は別ファイルによ

②計画

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
- t	- t	- t	- t

る。

②計画

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
0 t	200 t	100 t	0 t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
- t	- t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
500 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・予定はないが、がれき類（コンクリート塊）が発生すれば、場内に移動式の破砕機を設置し、40mmアンダーに破砕し再生砕石等に利用する方法を検討する		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
（これまでに実施した取組） ・実施していない			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
— t	— t	— t	— t

②計画

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
— t	— t	— t	— t

②計画

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

②計画

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
— t	— t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
0 t	0 t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
— t	— t
— t	— t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
0 t	0 t
0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している ・再資源化率の高い事業者を選定している		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
— t	— t	— t	— t

②計画

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
— t	— t	— t	— t

②計画

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t
— t	— t	— t	— t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
— t	— t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
0 t	0 t

⑮混廃 (管理型含む)	⑯石棉含有産廃 (がれき類)
— t	— t
— t	— t
— t	— t
— t	— t
— t	— t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①コンクリートがら	②アスファルト・コンクリートがら
	全処理委託量	500 t	100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	500 t	100 t
	再生利用業者への処理委託量	500 t	100 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・電子 manifests の推進を図るため、電子 manifests 対応可能な処理業者から選定し、未導入の業者であれば導入の依頼をする ・再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する ・委託処理業者については、定期的に現地確認を実施する 		
※事務処理欄			

②計画

③その他がれき類	④廃プラスチック類	⑤ガラスくず及び陶磁器くず	⑥汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

⑦紙くず	⑧木くず	⑨廃石膏ボード	⑭水銀使用産廃(蛍光灯)
0 t	200 t	100 t	0 t
0 t	200 t	100 t	0 t
0 t	200 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

⑬混廃 (管理型含む)	⑭石綿含有産廃 (がれき類)
500 t	0 t
500 t	0 t
0 t	0 t
0 t	0 t
0 t	0 t

別添1 処理工程図

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

産業廃棄物の一連の処理の工程

汚 泥	再生処理業者に委託して、再生砕石・再生路盤材として再資源化及び 中間処理後セメント会社に委託
廃プラスチック	再生処理業者に委託して、R P F原料として再資源化
紙くず	再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化
木くず	再生処理業者に委託して、チップ(合板用・燃料用)として再資源化
金属くず	再生処理業者に委託して、中間処理後、製鋼原料として売却
ガラスくず及び 陶磁器くず	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
廃石膏ボード	再生処理業者に委託して、地盤改良材及び石膏ボード原料として再資源化
がれき類 アスコンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石及び路盤材として再資源化
がれき類 コンがら	再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化
その他のがれき類	再生処理業者に委託して、再生路盤材として再資源化

別添 2 管理体制図

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図

統括責任者		支店長	
支店	担当部署 (指導)	安全・環境部	安全・環境管理室
		建築部	安全・環境推進室
		土木部	安全・環境推進室
作業所	責任者	作業所長	
	担当者	作業所長が指名	

管理体制図

